明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二）　三
○農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三）　六
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（四）　六

〔告　示〕

○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**五）　七
○平成二十九年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を変更する件（**厚生労働**八）　七
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（**国土交通**八三、八四）　八
○指定自動車製作者の名称及び住所等を変更した件（**同**八五、八六）　八
○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**八七～一〇〇）　八
○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**一〇一～一〇五）　九
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更する件（**関東地方整備局**六）　一〇
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（**同**七）　一〇
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二）　一〇
○都市計画に関する件（**北海道開発局**四）　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　林野庁　水産庁　会計検査院　最高裁判所　一一

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

官庁事項
アマチュア局の保証実施者の事務所の所在地等の変更について（総務省）　一二
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一二

〔公　告〕

諸事項　一三

**官庁**
押収物還付、財団関係　二
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
**特殊法人等**
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　三〇
**会社その他**

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二号）（農林水産省）

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二九年法律第七〇号）の施行期日は、平成三〇年四月一日とすることとした。

### ◇農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三号）（農林水産省）

農林物資の規格化等に関する法律施行令の一部改正関係

1　題名を「日本農林規格等に関する法律施行令」とすることとした。（題名関係）

2　日本農林規格を制定できる農林物資として、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、漆、竹材、木材及び農産物、林産物、畜産物又は水産物を原料又は材料とする飼料を加えることとした。（第一条関係）

3　登録認証機関及び登録外国認証機関の登録手数料及び登録更新手数料を定めることとした。（第三条、第五条、第六条及び第九条関係）

4　登録試験業者及び登録外国試験業者の登録手数料及び登録更新手数料を定めることとした。（第一〇条、第一二条、第一三条及び第一六条関係）

5　登録試験業者及び登録外国試験業者の登録の有効期間を四年とすることとした。（第一一条及び第一五条関係）

6　登録外国試験業者の試験所における検査に要する費用のうち、登録外国試験業者の負担とすべきものの額を定めることとした。（第一四条関係）

二　農林物資規格調査会令の一部改正関係

1　題名を「日本農林規格調査会令」とすることとした。（題名関係）

2　日本農林規格調査会に、臨時委員を置くことができることとした。（第一条第二項関係）

3　日本農林規格調査会に、試験方法分科会を置くこととした。（第五条関係）

三　農林水産省組織令の一部改正関係

農林水産省本省に、農林物資規格調査会に代えて日本農林規格調査会を置くこととした。（第八五条関係）

四　施行期日等

1　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　この政令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二九年法律第七〇号）の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行することとした。

### ◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第四号）（厚生労働省）

国民年金法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　国民年金法附則第九条の四の四に規定する特定受給者であって、同法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日の翌日以後、老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等（同法附則第九条の四の四に規定する厚生年金保険法に基づく老齢給付等をいう。）の支給要件を満たさなくなるものについて、同法附則第九条の四の二第一項に規定する届出を行うこと等により再び当該支給要件を満たすまでの間、その支給を停止すること等とした。

2　特定期間（国民年金法附則第九条の四の二第二項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）を有する者については、同法第九四条の規定は適用しないこととした。

3　特定期間について、いわゆる五年後納により保険料の納付が行われたときは、当該納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、国民年金法第九〇条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなさないこととした。

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。